

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

第34期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）

- ① 業務の適正を確保するための体制及び運用状況
- ② 計算書類の個別注記表

株式会社ニューテック

「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条第3項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を制定し、その内容を継続的に社内に周知徹底することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、コンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス責任者を任命し、管理部をコンプライアンス体制の構築・維持・整備の担当事務局とする。

監査役会及び内部統制室は連携し、コンプライアンス体制の実施状況、有効性等を調査し取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、体制の継続的な改善に努める。

また、「コンプライアンス及びリスクマネジメント体制」を制定し、重大クライシスリスクについては、直ちに管理部に報告し、対応について指導・支援を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は管理部が保存、管理し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理について監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役はリスクに関する統括責任者としてリスク担当責任者を任命する。リスク管理の総括部門は管理部とし、それぞれのリスクに応じて個別に責任部門を定める。

また、全社的なリスク管理推進に関わる課題の審議は、幹部会において行い管理部が総括管理をする。

監査役及び内部統制室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画及び年度予算を策定し、策定した諸計画に基づく担当取締役の業務執行が効率的に行われるよう、実施状況を監督する。

また、執行役員制の採用により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するとともに、権限委譲を進め、意思決定の迅速化・監督機能の強化を図る。

(5) 会社業務の適正を確保するための体制

財務報告については、金融商品取引法に基づき会計基準その他関連する諸法令を遵守、信頼性のある財務報告を重視し、グループの財務報告の適正性・適法性を確保するため、社内規定等必要かつ適正な内部統制を整備、運用する。また、関係部門を中心に、当該部門統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する等財務報告の信頼性を維持・担保するための体制の整備を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その指名については取締役と監査役の協議によって決定する。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとすることで、監査役の指示の実効性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は会社に重要な損失を与える事項が発生又は発生するおそれがあるとき、あるいは違法又は不正な行為を発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

監査役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会・幹部会等の重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求める。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部統制室及び監査人と定期的に3者会議を開催し監査や内部統制に関する情報交換を行い、また、必要に応じて相互に連携をとりあい、効果的な監査に努めることとする。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施し、取締役会にその内容を報告している。また、調査の結果判明した問題点については、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めている。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	50年
工具器具備品	2年～8年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品の保証期間中の費用の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(4) 収益の計上基準

サービス売上は、保守サービスの提供期間にわたる契約の履行に応じて収益認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 172,389千円

(2) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 9,384千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上原価

84,996千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式	2,081,000株	一株	一株	2,081,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式	164,195株	一株	一株	164,195株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年4月10日 取締役会	普通株式	19,168	利益剰余金	10.00	平成27年 2月28日	平成27年 5月12日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年4月13日 取締役会	普通株式	34,502	利益剰余金	18.00	平成28年 2月29日	平成28年 5月9日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

製品保証引当金繰入額否認	7,937千円
保守売上前受収益否認額	258千円
未払費用	20,404千円
税務上の繰越欠損金	23,238千円
資産除去債務	1,409千円
その他償却超過額	1,203千円

繰延税金資産小計	54,451千円
----------	----------

評価性引当額	△ 9,605千円
--------	-----------

繰延税金資産合計	44,845千円
----------	----------

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	331千円
有価証券評価差額	592千円

繰延税金負債合計	924千円
----------	-------

繰延税金資産の純額	43,921千円
-----------	----------

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融商品で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングするとともに、取引相手ごとに期日及び残高を管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当社は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一

部外貸建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が少ないためリスクは僅少であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としております。適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2．参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,786,116	1,786,116	—
(2) 受取手形	76,090	76,090	—
(3) 売掛金	376,584	376,584	—
(4) 投資有価証券	2,404	2,404	—
資 産 計	2,241,195	2,241,195	—
(1) 買掛金	137,932	137,932	—
(2) 未払金	26,166	26,166	—
(3) 未払法人税等	11,583	11,583	—
(4) 長期借入金	988,125	990,434	2,309
負 債 計	1,163,807	1,166,116	2,309
デ リ バ イ ブ 取 引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式（※1）	3,000
非上場株式（※1）	48,000
差入保証金（※2）	19,859

（※1）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

（※2）賃貸借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,786,116	—	—	—
受取手形	76,090	—	—	—
売掛金	376,584	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
合 計	2,238,791	—	—	—

4. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金 (※)	431,821	296,304	161,480	73,690	24,830

(※) 1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 597円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 72円00銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。